

学校生活に関する諸規則

一人ひとりが国際高校の生徒であることを自覚して本校の規則を守り、その責任と義務を果たして、みんなが快適な学校生活を送れるようにしよう。

1 制服および身だしなみについて

- (1) 登下校および学校教育活動に参加するときは、必ず制服を着用する。
- (2) 制服とは、学校指定のブレザー・カッターシャツ・ネクタイ・ズボン・スラックスまたはスカートの4点のことである。(学校指定のセーター・ベストも着用可とする。)
- (3) 更衣時期は、特に定めない。
- (4) 長袖服(ブレザー、セーター、カッターシャツ)を着るときは必ずネクタイを着用する。
- (5) スカートを裁断する、折るなど制服を意図的に変形して着用することを禁ずる。
- (6) けが等の特別の事情があつて、規定の服装ができないときは異装届を出して許可を得る。
- (7) 通学靴は運動靴・革靴とする。(特殊な形状やヒールの高いものは禁止する。)
- (8) 頭髮は清潔で端正な髪型を心掛けるとともに、パーマ・染色、ヘアアイロン等による技巧を凝らさない。
- (9) 化粧(色つきリップクリーム等を含む)・マニキュア・アクセサリ等は禁止する。
- (10) 防寒着の着用については登下校のみ認める (新型コロナの感染状況により、変更あり)

2 登下校について

- (1) 8時30分までに登校する。
- (2) 自家用車やタクシーなどでの通学は認めない。(自力通学が困難なときは申し出て許可を得る。)
- (3) 生徒は17時30分までに完全下校すること。ただし、部活動、生徒会活動および特別活動に参加する生徒は18時(7限のある日および延長申請があるときは18時30分)までに完全下校すること。完全下校とは活動場所の片づけ、戸締りおよび鍵の返却を終えて校外へ出ることである。

3 校内生活について

- (1) 欠席・遅刻するときは、電話で8時20分までに必ず保護者が担任に連絡すること。また登校後体調不良等で早退する場合は、届を提出し帰宅後、すぐに保護者または本人が学校に連絡すること。
- (2) 校時内にやむをえず外出する場合は、担任の許可を得ること。
- (3) 学校生活に不必要な金品は持参しない。
- (4) 所持品には、必ず年次・組・氏名を記入する。(落とし物の返却がスムーズになる)
- (5) 学校施設・備品を使用するときは、許可を得る。また、それらを破損した場合は、直ちに届け出る。

4 携帯電話の取り扱いについて

- (1) 携帯電話は校内では電源を切り、かばんに入れて保管し、**許可を得ずに使用しない。**
- (2) 携帯電話の使用または取り出しについては、学校の指導に従うこと。
- (3) 考査中、携帯電話を所持していた場合、不正行為とみなす。
- (4) タブレット端末についても同じ扱いとする。

5 校外生活について

- (1) アルバイトは原則として禁止する。やむをえない事情のあるときは、担任に相談すること。
(無断アルバイトが発覚した場合は厳しく指導する。)
- (2) 3年生で自動車運転免許取得を希望するものは、届け出により2月1日以降教習所への入所を許可する。ただし運転免許証の取得は卒業後とする。

6 自転車通学について

①西宮市の夙川から東の地域でかつ浜脇・西宮浜・今津・真砂・鳴尾・鳴尾南・浜甲子園・高須中学校の通学区域、②神戸市東灘区本庄中学校の通学区域に居住する生徒には届け出により自転車通学を許可する。

自転車通学心得

- ① 自転車保険（賠償補償を含むもの）に必ず加入すること。
 - ② 許可シール（有料）を、届け出自転車の後部泥除けに貼付する。
 - ③ 自転車置場は、指定された場所を使用し、必ず施錠する。
 - ④ 交通ルール、マナーを守り、安全運転を心がける。
(迷惑駐輪，2人乗り，信号無視，並進，傘差し運転，携帯電話を使いながらの運転，音楽を聞きながらの運転は絶対しない)
 - ⑤ 事故に遭ったときは，すぐに学校，警察に知らせること。
 - ⑥ 雨天時にはカッパを着用し，傘は使用しない。
 - ⑦ 自転車は常に整備点検し，安全な状態で使用すること。(ブレーキ，灯火，反射板など)
 - ⑧ 校内は自転車を押して移動すること。
- ※違反した場合は許可を取り消すことがある。